

特別寄稿

華僑政治についての一考察

游 仲 勲

は じ め に

「華僑は居留国の内政に干与すべきでない」とする原則をどう理解するかが、華僑政治を考察するかなめの問題である。事実、ここ一、二年来、日本の華僑青年たちのあいだに、出入国管理体制にたいする現実のたたかいのなかから、いわゆる内政不干渉の原則によって、華僑の居留国政治へのコミットを避けるべきであるとしてまた従来の中国の路線は、プロレタリア階級に国境はないとするプロレタリア国際主義に反する劉少奇たちの、いわゆる修正主義路線ではないか、という疑問が提起されてきた。

しかし従来、この華僑の居留国内政への不干渉の原則については、政府間・国家間の関係や、居留国政府と在留華僑とのあいだの関係という視角からのみ理解されて、人民同士の関係から埋解するという視角はなかったように思える。そして結

論をさきにいえば、筆者はこの後者の視角からしても、この中国のこれまでの原則は、依然正しいと考えるものである。

本稿は華僑政治を、華僑の国籍問題に従って三種類の華僑に分けて考察するとともに、最近の華僑政治の動向、プロ文革のなかで華僑政治にたいする中国の路線が変わったのか変わらないのか、これと修正主義の影響との関係をどうみるか、などに焦点を据えながら、原理的に考察したものである。

なお、筆者はさきに、「華僑の政治について」(『アジア経済旬報』, 524号, 1965年9月下旬, 狩野行夫名)において、この問題を取扱ったことがある。本稿はこれをより発展させたものであり、若干重複するところがあることを、あらかじめお断わりしておきたい。

I 華僑政治における国籍問題の重要性

華僑の政治をみる場あい、その華僑がどこの国籍をもつかがきわめて重要である。

華僑はその将来の(二重国籍問題が完全に解決されたときの)国籍からするとき、つぎの二種類に分かれる。本国・中国の国籍を保持するものと、居留国の国籍を保持するものとである。前者はさらにくわしくいうと、中国の国籍を保持して中国に帰るものと、中国の国籍を保持したまま居留

国にとどまるものとに分かれる。国籍からいって中国人である華僑は、以上三種類の華僑——(1)中国の国籍を保持して帰国するもの、(2)中国の国籍を保持したまま居留国にとどまるもの、(3)居留国の国籍を保持して居留国にとどまるもの——のうちの、(2)だけである。中国共産党・政府も、公式にはこの人びとだけを華僑とよんでいる。

華僑がその国籍からして、上記三種類のいずれ

を選択するかは、個々の華僑がおかれた具体的な状況により、これを一義的に規定することはできない。両親・配偶者の人種・国籍・本人の出生地・言語・風俗習慣・心理状態・経済生活などの諸要因によって、個々の華僑が自主的に判断し、選択すべきものである。

以上が、中国共産党・政府が華僑の国籍問題についてとる政策であって、(1)本人の自由意志にもとづいて帰国してもよく、(2)居留国において中国籍を保持したまま中国人としてとどまってもよく、また、(3)居留国の国籍をとってもよいという、いわゆる「三好」政策がこれである⁽¹⁾。

ただ、中国共産党・政府としては、華僑のなかには現地人の母親をもち、現地で生まれ(多くのばあい、中国籍と現地籍の二重国籍をもつ)、現地語を母国語とするものが多いなど、居留国への傾斜が強いことからだろう、自由意志にもとずくとしながらも、方向としては第三の進路、居留国の国籍取得を勧めているようである。

たとえば、周恩来首相は1956年10月9日の、中国を訪れていたデビッド・マーシャル・シンガポール前首相との会談で、つぎのような意向を表明した。

すなわち「中国政府は、シンガポールの中国人が自発的に取得したいと願うシンガポール公民の資格を取得して、かれらが居住する国家に完全に忠誠をつくすのをみたいと思っている。中国政府はこのことが、かれら自身の利益を促進するのを助け、シンガポールの安定と安寧を助け、中国・シンガポール間の交友関係の発展を助けるだろうことを確信している」⁽²⁾、と。

それから二ヵ月後の12月18日のビルマ華僑

にたいする講話のなかでも、周恩来首相はつぎのように述べた。「もしも若干の華僑同胞の居留年代が長くなって、長期にわたってここで生活し、当地の国籍を取得し、ビルマの公民となったとする。これはよいことだろうか。よいことである」⁽³⁾、と。

しかしいずれにせよ、人数からみて現在最も多いのは、おそらくは中国籍を保持したまま(二重国籍保有者も含めて)、居留国で中国人としてとどまる第二種の人びとである。

華僑の政治問題は理論上、華僑が以上の三種類のどれに属するかによって異なる。以下、上記三種類の区別を考慮しながら、華僑の政治をみてゆくこととしよう。

<注>

- (1) 1959年4月16日の中国国务院華僑事務委員会(以下、通常のよび方に従って、華僑事務委員会を僑務委員会と略称する)第二期第二次全体会議での方副主任の報告、「僑務報」, 1959年第4期, 1959年4月。
- (2) 「周恩来総理接見戴維・馬歇爾談新加坡中國人的国籍問題」(1956年10月9日), 僑務報社編『僑務政策文集』, 人民出版社, 北京, 1957年, 所収, 45ページ。
- (3) 「周恩来総理対緬甸華僑的講話」(1956年12月18日), 同上書所収, 3ページ。

なお、このほかにもこの種の例は少なくないが、もう一つ、「陳毅外相との会見記録」, 『エコノミスト』, 昭和36年1月10日号, 18ページ, をあわせて参照されたい。

Ⅱ 中国籍保有華僑の政治

1 本国帰国華僑の政治

前出三種類の華僑のうち、中国の国籍を保持して本国に帰るもの（中国では「帰僑」、すなわち帰国華僑とよんでいる）の多くは、その本国における他の人民諸要素、とくに華僑家族（海外華僑が本国に残す家族）とともに、積極的に本国の政治に参加しており、これをとくに他の中国国内人民諸要素から区別すべき理由はない。

2 中国籍保有華僑と居留国の政治

帰国華僑の政治は上にみた。かれらが、以前に居留していた国の政治に参加できないのは当然である。また、現地籍に帰化した（中国籍を捨てて現地籍を取得したという意味であって、二重国籍を保有するものという意味ではない）華僑が、居留国民（市民、公民）の一人として、もはや中国の政治に参加することができないのはもちろんのこと、居留国における華僑組織（このばあい中国籍保有者のそれ）に、参加することができないのも当然である。⁽¹⁾

問題は中国籍をもつ中国人としてとどまったまま、海外に居住をつづける第二種の人びとである。かれらの本国政治にたいする関係をみるまえに、順序としてまず、かれらの居留国政治にたいする関係からみておこう。

居留国の政治にたいしては、社会体制の異なる国ぐににたいする五原則（いわゆる平和五原則）、とくにそのうちの内政不干渉の原則を忠実に履行するため、中国共産党・政府はこの種の華僑が居留国の政治活動に参加することを、きびしくいましめている。

それは政府間・国家間の関係や居留国政府と在留華僑とのあいだの関係からして、このような方策をとることによってある程度、居留国政府の誤解・悪宣伝——たとえば、中国は華僑を第五列として利用することによって、自国の革命を輸出しようとしている、といったような——、それらを口実とする華僑への抑圧を避けることができ、中国共産党・政府、さらには華僑にとって有利である、と判断されているからであろう。

しかしより重要なのは、各国人民同士との関係からしても、本来他国に自国の革命を輸出することはできず、その国の革命はその国の人民自身になるものだからであり、外国人（中国の人民）である華僑が居留国の革命に参加することは、むしろその国の人民自身の革命運動への参加に水をさし、華僑、ひいては中国本国人民と居留国人民とのあいだの友好関係に、ひびが入ると考えられる点である。

藤本昭氏は、「今後のアジア開発途上国に対する経済外交の新展開に際し、中共九全大会で確認された外交政策の基本路線との関連でいくつかの複雑な問題がある」として、「たとえば、各国における人民戦争方式による民族解放闘争を断固支持するという原則的な立場と反動的民族主義政権を含む政府間・国家間の関係をいわゆる『平和五原則』で調整するという方針とを、具体的にどの様に結びつけて展開するかといった問題」をあげ、とくに「この問題の処理は……民族解放勢力が現地華僑に大きな影響力をもっている東南アジアの国々では一層複雑な問題である」といわれる。

そして、ここではこの二つの立場・方針のうちどちらを基本的なものとして重視するかが問題であるが、後者のみを重視して、もしくは後者を基本的なものとして、前者をいわば圧殺しようとし

た点に劉少奇たちの実権派外交の本質があった。しかし、文革をへた今後は、「政治優先を建前とする中国は、前者を曲げてまで後者に走ることはなかろう」と指摘されている。(2)

筆者もまったくこの見解に賛成であり、華僑政治のばあいもまったく同様だと考える。華僑政治も、以上の二つの立場・方針をいかに結びつけるかを考慮して展開されねばなるまいが、しかし、基本的なのはあくまでも前者の立場であって、現地の革命における人民同士の関係をどう把えるかの問題が重要である。

従来、華僑居留国内政への不干渉の原則については、さきに述べた政府間・国家間の関係および居留国政府と在留華僑とのあいだの関係を強調する視角——以下(1)と略称する——だけが強調されて人民同士の関係をより重視する視角——以下(2)と略称する——については明確でなかったといつてよいが、居留国に住む華僑にとってとくに重要なのは(2)の点である。

帝国主義の支配を受ける諸国では、華僑は植民地民族である。——それが帝国主義の被抑圧民族をさすかぎりである。また、土着民族支配層が国家権立を握り、在留華僑がそれへの参与を妨げられている限りで、華僑は土着民族支配層にたいしても、被抑圧民族をなしている。(3)

したがって、幼方直吉氏のように「華僑は、現在では中国の在外公民、すなわち社会主義国の人民の一部であるから、旧中国のような植民地民族の一部ではない」(4)、とすることはできない。

中国籍をもつ華僑は社会主義中国の在外公民ではあるが(居留国の国籍をもつものは居留国の公民である——次節参照)、同時に帝国主義の被抑圧民族(植民地民族)、土着民族支配層の被抑圧民族の立場に立つのである。これは台湾における中国人が、中国人民の一部ながら帝国主義の支配を受ける植民地民族、被抑圧民族であるのと同様である。中国民族の一部はまだ、植民地民族、被

抑圧民族のままにとどまっているのである。

このかぎりでは華僑は、土着民族被支配層と同一の基礎に立つが、中国籍保有者については直接これら土着民族被支配層のたたかいに介入しない。水をさすことになろうから——これが(2)の考え方である。もつとも、逆に、水をささなければ介入してもよいということにもなるが。

ただ、歴史的にみると、華僑の居留国内政への不干渉の原則は、(1)の点からのみ追及されてきたように思える。とくに、新しく中華人民共和国が成立した当時、1940年代末期から1950年代前半にかけて、マラヤ、インドネシア、フィリピン、ビルマ、ベトナム等々の東南アジア諸国では、各国共産党の指導する武装闘争がはげしくおこなわれていたため、中国は華僑をその第五列として利用することによって、自国の革命を輸出しているという理由(口実)のもとに、居留国政府の在留華僑にたいする迫害が広範囲に存在した。

これにたいして1954年9月の、第一回全国人民代表大会における政府の活動報告のなかで、周恩来首相はつぎのように述べた。

「ここ数年来、わが国にたいして非友好的な態度をとっている国々では、華僑の境遇はきわめて困難な状態にあった。われわれは、これらの諸国がわが国の居留民にたいして差別待遇をおこなわず、その正当な権利と利益を尊重するよう希望するとともに、わがほうとしては華僑にむかって、すべての在留国の政府の法律と社会の習慣を尊重するよう勧めるつもりである」(5)と。

そしてこの原則が社会制度の異なる両国間の条約として結実したのが、1955年4月22日にインドネシア政府とのあいだに締結された「中華人民共和国とインドネシア共和国の二重国籍に関する条約」(とくにその第11条)である。(6)

この原則は1954年11月3日の日本を訪れていた廖承志僑務委員会副主任(当時)の、東京在任華僑主催歓迎夕食会や、同月8日の神戸在住

華僑歓迎大会での日本華僑へのあいさつ⁽⁷⁾、先述の1956年10月9日の、周恩来首相のデービット・マーシャル・シンガポール前首相との会談⁽⁸⁾、またおなじく先述の同年12月18日の、ビルマを訪れていた周恩来首相のラングーン華僑歓迎大会でのビルマ華僑への講話⁽⁹⁾、その他でも繰り返されている。

とくに、周恩来首相のビルマ華僑への講話では、「華僑は現地の政治活動に参加すべきでない」というばあいの「政治活動」についてはやや具体的に、たとえば現地の政党、選挙、いっさいの政治組織に参加することなどがあげられている。⁽¹⁰⁾

ただ15年前後もたった現在、当時のこれらの記録を読み返してみると、政府間・国家間の友好関係に強く配慮が払われすぎていたり、今日のソ連流の「一国社会主義建設論」に強く傾斜した

「平和共存論」⁽¹¹⁾や、華僑＝民族ブルジョア階級を強く意識しすぎた「搾取肯定論」⁽¹²⁾など、問題を感じる個所がないわけではない。明らかに修正主義の影響だろう。

しかし少なくとも、華僑の居留国政治への不干渉という一般原則だけは、今日でも依然正しいといえる。それは今日の理解に立っても、この原則はけっして自国政府や、自民族の利益ばかりを考える狭隘な民族主義にもとづくものではなくて、むしろ逆に、先述のような人民同士の関係からして、革命を直接になうのはその国の人民自身であり、華僑はこの他国人民の革命に水をさすべきでないという、プロレタリア国際主義にもとづく配慮からなされたもの、と理解されるからである。

したがって中国憲法第98条で、「中華人民共和国は国外にある華僑の正当な権利と利益を保護する」といっても（こんどの新憲法でも、この規定は残されているようである）、それは、華僑が私有財産（富）その他の個人的な、ブルジョア的利益をふやすことを助けるということに主眼があるのではなく――第一、華僑プロレタリア階級には保護すべき財産はない――、華僑が帝国主義、

土着民族支配層の不当な抑圧とたたかうことを支援するということに主眼がある。

ここにこのたたかいが、土着民族被支配階級の支配者にたいするたたかいと、同一の地平に立つ物質的根拠がある。華僑の富・搾取を守ることの主眼があるとみるのは、中国の正しい路線のブルジョア的理解である。

このように、革命とはもともと他国の人民が請け負うことのできないものであり、たとえば1965年9月3日に、抗日戦争の勝利二十周年を記念して発表された林彪の有名な論文「人民戦争の勝利万歳」でも、この点についてつぎのように述べられていた。

「いうまでもなく、どんな革命も自国人民の要求によっておこなわれるものである。自国人民がめざめ動員され、組織され、武装されてこそ、はじめて戦闘をつうじて、帝国主義とその手先の反動的支配をうち倒すことができるのであって、どんな外国人もかわってそれをやることもできなければ、それを請けおうこともできない。この意味からいえば、革命は輸入できないものである。だが、それはけっして、世界各国の革命的人民が帝国主義とその手先に反対する闘争のなかで、互いに共感し、支援しあうことを排除するものではない。各国の革命的人民にたいするわれわれの支援は、まさにこれら諸国人民が自力更生でたたかいをすすめるのに役だっているのである」⁽¹³⁾と。

1969年4月の中共九全大会で採択された林彪副主席の政治報告でも、この点についてはつぎのように述べられている。「われわれはこれまでずっと、各国の内部のことがらは各国の人民が自分自身で解決することを主張してきている」⁽¹⁴⁾と。

ただそれでは、現地人民の革命に「水をさす」とはどのような行動をさすのが、具体的に究明されなければならないが、それはその場その場で、具体的な行動をとるにさいして判断されねばなら

ぬ問題であり——上の「人民戦争の勝利万歳」からの引用のなかに、斗争では「互いに共感し、支援しあう」べきであり、支援は「これら諸国人民が自力更生でたたかいをすすめるのに役だつ」ような形でおこなえ、というこの判断のための基準が与えられている。——ここではこの原則（華僑の居留国内政への不干渉の原則）の正当性を、現在の時点で再確認して、さきへ進むこととしたい。

以上のように、中国共産党・政府は、中国籍をもつ華僑が現地の政治活動に干渉しないことを勧め、また歴史的にみても、かれら自身はどちらかといえば現地の政治よりも、本国の政治のほうに関心をもってきた。

しかしこのことは、華僑が支配者の支配・抑圧とのたたかい、かれら自身の社会の進歩・発展を図るために一致団結して、民族民主統一戦線に結集するのを妨げるものではない。かれらの多くが、不当な抑圧を排してかれら自身の正当な權益を守り、華僑社会の進歩・発展を図るために、統一戦線に結集している。

社会体制の異なる居留国の政治活動に参加すべきでないとしても、経済・文化・教育・社会などの諸分野では、さらにはそれらと関係するかぎりである程度政治の分野でも、現地の支配層の抑圧・迫害にたいしてかたく団結した華僑のたたかいが、強くおこなわれているのであり、これは居留国人民自身の革命に水をさすというものではあるまい。

とくに、帝国主義の支配にたいしては、帝国主義がさきの「五原則」をむしろ侵すものとして、居留国人民の帝国主義にたいするたたかいを、華僑が積極的に支援すべきことが、かなり前から中国共産党・政府の指導者によって語られており、アメリカ帝国主義と直接武器をもってたたかうベトナムでは、華僑自身の生命が侵されていることもあって、このことがとくに強く叫ばれている。

以上のように、第二種の華僑が組織する民族民

主統一戦線は、現地の支配層と直接政治的なたたかいを進めている居留国人民自身の人民民主統一戦線とは、多くの点で共通の利害をもつとはいえず、その一翼を構成するものではない。これとは別個の、独自の性格と任務をもつ、これとは別個の構成分子からなる、在留中国人（中国籍保有者）自身の人民民主主義的な統一戦線である。

それはプロレタリア階級を指導階級として・農民・都市小ブルジョア階級・その知識人・学生などの勤労人民と基礎的な同盟を結び⁽¹⁵⁾、民族ブルジョア階級（主として中小規模のブルジョア階級）その知識人などの非勤労人民と補助的な同盟を結ぶことによって、形成される⁽¹⁶⁾。

3 中国籍保有華僑と中国の政治

——華僑愛国統一戦線

つぎに、かれらの本国の政治にたいする関係については、この種の華僑は当然中国国民の一人（在外公民）として、積極的にこれに参加している。この本国政治との関係からするとき、上述の華僑民族民主統一戦線は当然本国の人民民主統一戦線の一翼として、華僑愛国統一戦線となる。

中華人民共和国が成立する以前、すでに1947年2月に、毛沢東はつぎのように述べた。

「米・蔣の反動政策によって、中国各階層の人民は、団結してみずからを救う立場に立たざるをえなくなった。これには労働者、農民、都市小ブルジョア階級、民族ブルジョア階級、開明紳士、その他の愛国者、少数民族、海外の華僑が含まれている。これはきわめて広範な全民族的な統一戦線である」⁽¹⁷⁾、と。

このような見方は、その後も一貫して中国共産党・政府の見方である。たとえば、中華人民共和国が成立したあとも、1956年9月の中共第八次全国代表大会（八全大会）での政治報告で、劉少奇はつぎのように述べた。

「わが国の社会主義事業が勝利のうちに発展す

るにつれて、われわれの人民民主統一戦線の範囲はますます広はんになっていくだろう。」「海外各地の愛国華僑もまた、統一戦線の構成部分であり、われわれはひきつづきかれらを結集していかなければならない」⁽⁸⁾ と。

この八全大会では、当時中共統一戦線工作部長の李維漢も、つぎのように述べた。「国外華僑のあいだでも、広はんに華僑愛国統一戦線を形成し、かつ発展させた。華僑はもともと愛国的な伝統をもっており、祖国の独立数年来の成果がさらにいっそう、かれらがこのような伝統を発揚するのを鼓舞した。わが国が華僑の面でとった政策と措置が、ますます華僑の団結・互助を促進し、かれらと居留国政府および人民との関係の改善を促した」⁽⁹⁾ と。

さらに、前出の1969年4月1日から24日間にわたって北京で開催された中共第九次全国代表大会(九全大会)における政治報告で、林彪副主席もつぎのように述べた。

「プロレタリア文化大革命をへて、毛沢東思想の偉大な赤旗のもとに、われわれの祖国は、かつて見られなかったほど統一し、わが国の人民はきわめて広範に革命的大団結を実現した。この大団結は、プロレタリア階級が指導する労働同盟を基礎としたものであって、それには兄弟の各民族が含まれ、長期にわたって祖国の革命と建設の事業のために有益なことをした愛国的民主人士が含まれ、広範な海外の愛国的華僑の同胞と香港・マカオの愛国的同胞が含まれ、米＝蒋介石反動派の抑圧と搾取のもとにおかれている台湾の愛国的同胞が含まれ、社会主義を擁護し、社会主義祖国を熱愛するすべての人びとが含まれている」⁽²⁰⁾ と。

ここで明らかに、海外華僑は「きわめて広範な革命的大団結を実現したわが国の人民」、すなわち中国の人民民主統一戦線の一部をなすものとみなされている。

なお、以上のうち 少奇や李維漢たちは、のち

に修正主義者、資本主義の道を歩む実権派として批判された人びとであるが、ここに引用したことが基本的に変更ないことは、林彪報告からの引用によっても明らかだろう。中国共産党・政府の、華僑政策における修正主義路線というものではない。

こうして、これまで中国の人民民主統一戦線組織・中国人民政治協商会議には、当然海外華僑も参加してきた。

しかし、華僑の社会主義本国にたいする態度には、かれらが所属する階級・階層によって、相違がみられる。李維漢部長当時の中共統一戦線工作部副部長の張執一は、1958年ごろはこれをつぎのように分析していた。

華僑人口の圧倒的大多数を占めるのは労働人民であるが、かれらは帝国主義およびその従属的反動勢力の圧迫を最も強く受けている。かれらの家族は多く中国国内にあり、かれらのあいだには依然として密接な社会的経済的関係が保たれている。本国が一步一步社会主義に移行することは、かれらにとって有利である。だから、かれらは積極的に社会主義の本国を擁護するのである。この華僑社会の大部分を占める人びとが、国外華僑愛国統一戦線の基礎であり、華僑愛国統一戦線活動をくりひろげるのに、頼りになる勢力である。

華僑ブルジョア階級と小ブルジョア階級上層の社会主義本国にたいする態度には、政治上二面性がある。一方では、かれらのおもな財産と家族の大部分が国外にあり、政治的経済的に帝国主義およびその従属勢力の抑圧と圧迫を受けていることから、かれらと帝国主義およびその従属勢力とは一定の矛盾をもっている。

しかし他方では、かれらは帝国主義およびその従属勢力と、程度は異なるが依存関係をもち、中国国内のブルジョア階級や過去の地主階級、官僚ブルジョア階級とも、相互にいろいろな複雑なつながりをもっており、本国人民が社会主義改造と

社会主義建設を進める過程のなかで、かれらは必然的に中国国内の階級斗争から一定の影響を受けきまって政治的に不断に動揺を生み、新しい分化を発生させることとなっている。

このような新しい分化は、おおよそつぎの三つに分けることができる。(1)一部の人びとはかたく本国に向いている。かれらは多く中小ブルジョア階級に属し、帝国主義およびその従属勢力との関係は深くなく、歴史的に蒋介石一派に不満をいっている。一部は中国国内にまだ財産をもっており、そのなかには活路を求めて本国に希望を寄せているものも少なくない。

(2)一部の人びとは中立的立場を保持している。この部分の人びとは、もともと人数と資本額とからいって、華僑ブルジョア階級の多数を占めている。かれらは多く国外に長期間居住し、帝国主義や現地政府との関係も比較的深く、中にはさらに蒋介石一派と一定の関係をもっているものがある。かれらは一般に、中国国内に財産があるか、またはわずかの財産をもっているかのどちらかである。かれらは本国の種々の社会主義的政策・措置にたいして、真相が明らかになるまでは、程度は異なるが疑惑と動揺を感じている。

しかしかれらは、反動的な方向に向かうことには多くの不安を感じている。本国が日ましに強大となり、国際情勢が有利な状況下では、正しい政策をとりさえすれば、これらの人びとが本国のほうに向くよう努めることができる。

(3)他の小部分の人びとは、帝国主義およびその従属勢力と、はなはだしい場合には蒋介石一派と、政治的経済的に比較的深い依存関係を保っている。かれらは新中国一般にたいして反対する態度をいだけており、ごく少数の人びとはさらに、帝国主義と蒋介石一派に利用され、新中国に反対している。

しかし、かれら同士のあいだには矛盾があり、互いに権利を奪いあい、中には自分の前途にたい

して決断を下しかね、躊躇しているものがある。これらの人びとのなかにも、しだいに新中国にたいする態度を変えてきているものが少なからずいる。

華僑のブルジョア階級、小ブルジョア階級上層にたいする中国政府・共産党の政策は、本国に向いている部分の人びとと団結し、中立内部分の人びとをがちとり、反動的部分の人びとを孤立・分化させることである。

以上が張執一の所論である⁽²¹⁾が、この分析はこゝちでも依然正しいと思われる。ただ、本国政治との関係でも中国共産党・政府は、華僑は居留国内政への不干渉の原則に触れないように注意すべきであり、中国共産党もしくはその他の民主党派に参加するのは、帰国してからにすべきこと、華僑社会内にはこの種の組織をつくるべきでないこと——すでに華僑社会内にあった中国共産党は解散すべきであることを含意しよう——を明らかにしている⁽²²⁾。

この方針を徹底的に推し進めたためであろう、全国人民代表大会が国内各代表とならんで、華僑選出の代表からなると規定した中国憲法の規定⁽²³⁾にしたがって、1954年9月の第1回大会では海外華僑からも代表が選ばれたというのに、その後は帰国華僑のなかから、華僑代表を選ぶという方向に変わってきている。これは人民政治協商会議のほうでも、同様とみられる。

すなわち、1953年3月1日公布の「中華人民共和国全国人民代表大会および地方各級人民代表大会選挙法」によれば、海外華僑は中国本国のはあいの行政単位方式ではなく、単独に選挙をおこなうことができるとし、その定員を30名と規定している。⁽²⁴⁾

この結果、第1回人民代表大会で30名の華僑代表が、人民代表に選出されたわけであるが——といっても、実際には一般選挙も推薦も困難であるため「協議による決定」方式によった——、そ

の地域別割振りはつぎのとおりであった、もっとも、そのなかにはこれら諸地域からの帰国華僑も含まれていたが。

マラヤ(シンガポールを含む)＝5名、タイ＝4名、インドネシア＝4名、ベトナム(カンボジア、ラオスを含む)＝2名、フィリピン＝1名、ビルマ＝1名、北ボルネオ(サラワクを含む)＝1名、インド・パキスタン＝1名、日本＝1名、朝鮮・蒙古＝1名、南北アメリカ＝2名、ヨーロッパ＝1名、太平洋＝1名、アフリカ＝1名、保留＝4名。

これは基本的には華僑人口を参照した結果であるが、同時に各地の情勢に留意し、華僑人口の少ない地区は他の地区に合併されるなどのことが、おこなわれた結果でもあった。(5)

しかし、華僑代表30名の割当てでは総数1200万人と称される華僑人口約40万人ごとに1名の割合であり、「国内各省からは人口80万名ごとに代表1名」(「選挙法」, 第20条)という、国内のはあいと比較すると、海外華僑にたいする割当数は約2倍の多さとなる。明らかに、海外華僑の特殊事情に大きな配慮が払われている――この意味では、代表1名を出した華僑総数4～5万の日本華僑には、きわめて大きな配慮が払われていたことになる。

実際に選ばれた代表は、海外に居住するためにいろいろさしさわりのあるものがあつたためだろう、その名前が伏せられたものが若干あつた。また、実際に大会に出席することができなかったものも若干いた。日本からは康鳴球氏が選ばれた。

以上の、海外華僑のなかからも代表を選んだ第1回大会にたいして、1959年4月18日開幕の、第2回人民代表大会(第1次会議)に選出された華僑人民代表は、総計1,222名中すべて帰国華僑からなるつぎの30名であつた。このうちにはすでに死亡したものもある。()内の役職は歴任したもの――以下同じ。

方方(国务院僑務委員会副主任), 方君壮, 王源興(シンガポール帰国華僑, 全国帰国華僑聯合会――僑聯――副主席), 尤揚祖(インドネシア帰国華僑, 福建省副省長, 全国僑聯副主席), 成, 莊世平, 莊希泉(僑務委員会副主任, 後出の陳嘉庚死去後, 全国僑聯代理主席), 莊明理(僑務委員会副主任)伍禪, 蘇惠(女), 李華, 陳宗基, 陳其壽(アメリカ帰国華僑, 内務部副部長), 陳嘉庚(マラヤ帰国華僑, 全国僑聯主席), 吳益修(インドネシア帰国華僑), 吳桓興, 何香凝(女, 日本帰国華僑, 初代僑務委員会主任), 張国基(北京帰国華僑学生中等補習学校校長), 周銘(タイ帰国華僑, 海南行政公署副主任), 丘及(タイ帰国華僑), 洪絲絲(マラヤ帰国華僑, 僑務委員会委員), 蟻美厚(タイ帰国華僑, 全国僑聯副主任), 唐明照, 梁金山, 連貫(北京市僑連副会長), 黄長水(僑務委員会副主任), 楊湯城(ニュージーランド帰国華僑, 全国政治協商会議委員), 廖承志(日本その他からの帰国華僑, 二代目僑務委員会主任, 前出何香凝の息子), 謝南光(日本帰国華僑), 鐘慶堯(僑務委員会事務局主任)。

このうち陳嘉庚と何香凝の二人は、同大会第1次会議主席団97人中の一員でもあり、前者は同大会常務委員会委員、後者は同委員会副委員長であつた。

なお、このほかにも、インドネシア帰国華僑・黄潔(広東省投資公司副董事長, 同省僑聯副主席)などのように、華僑代表としてではなく、他の分野の代表として人民代表に選ばれた帰国華僑もいた。

同月17日(第2回人民代表大会第1次会議開幕の前日)開幕の、中国人民政治協商会議第3回全国委員会第1次全体会議に参加した華僑代表は、全国委員総数1,071人中つぎの17人で、同じく海外華僑は除かれたようである。

方方, 王一知(女), 王漢傑(福建省教務委員

会主任), 王炎之, 王紀元, 盧心遠, 伍治之, 蘇振寿(第1回人民代表大会では華僑代表), 李有箴, 陳書樂, 陳嘉庚, 何香凝, 張有権, 張楚琨(廈門市副市長), 趙星, 許志猛, 楊新容(インドネシア帰国華僑, 集美華僑学生補習学校校長)。
・このうち陳嘉庚と何香凝は, さきの第2回人民代表大会第1次会議同様, 政治協商会議第3回全国委員会第1次会議の主席団に選出された。

＜注＞

- (1) 前出「周恩来総理対緬甸華僑的講話」7～8ページ参照。
- (2) 藤本昭「中国とアジア開発途上国の経済関係 (国際経済学会編『アジア経済の新動向』『国際経済』21号, 1970年), 31ページ, および同「中国とアジア開発途上国の経済関係——中国の対外貿易におけるアジア開発途上国市場の地位と役割——」, 『国民経済雑誌』121巻1号, 1970年1月, 73ページ行沢健三編『日本経済とアジア』, 朝日新聞社, 1970年, 47～49, 256ページ。(これらの個所の執筆者は藤本氏である)。
- (3) 加々美光行氏はその労作「華僑弾圧と民族解放運動——マレーシアを中心として——」, 『昭和45年度東南アジア華僑研究会中間報告』, アジア経済研究所, 1970年, のなかで, マレーシアでは「華僑ブルジョアジーが国家権力に参与している」と書いておられる(108ページ)。
しかし, マレーシアでも国家権力に参与しているのは, 華僑ブルジョアジー一般ではなく——もしそうなら, マレーシアは近代的なブルジョア国家ということになる——, 一部の買弁的な大ブルジョアジー, というよりもすでに現地化して, もはや華僑とはいえない, 官僚ブルジョアジーと化した人びとである。華僑ブルジョアジーも, 基本的には国家権力への道を閉ざされているのである。
- (4) 幼方直吉「書評, 游仲勲著『華僑経済の研究』, アジア経済研究所, 1969年」, 『アジア経済』, 10巻2号, 1969年12月, 106ページ。傍点は游。
- (5) 中国研究所編『中国年鑑, 1956年版』, 岩崎書店, 1956年, 162ページの訳による。
- (6) この条約の全文については, 前出『僑務政策文集』, 20～25ページ, また, その日本語訳については, たとえば拙稿「インドネシア華僑の二重国籍問題」, 『六甲台編集』(神戸大学大学院研究会), 六巻二号, 1959年7月, 10～14ページ, をみられたい。
- (7) 「華僑問題について——盧承志氏の二つのあいさつ——」, 『世界』, 昭和30年2月号, 111, 113～114ページ。
- (8) 前出「周恩来総理接見戴維・馬爾談新加坡中国人的国籍問題」, 45～46ページ。
- (9) 前出「周恩来総理対緬甸華僑的講話」8ページ。
- (10) 同上。
- (11) たとえば, 盧承志副主任はいふ。「世界各国との平和的共存, とくに日本と平和的に共存することによって世界の平和がもたらされ, 中国の建設ができるのです」(前出「華僑問題について」, 110ページ)。
- (12) たとえば, 周恩来首相はいふ。「金もうけには二種類あります。それはもうけるべき金はもうけ, もうけるべきでない金はいらないことです(拍手)」。「小売品は市場に売ればすべて差額があり, この差額は利潤でしょう。これは許されるものです。どこの国家もみな許しています。これはもうけるべき金で, もうけるべきでない金は市価をつりあげることです。暗市です……」(前出「周恩来総理対緬甸華僑的講話」4ページ)。
もっとも, この講話については, 周恩来首

- 相の校閲をへていない。と注記されているが。
- (b) 『北京周報』, 1967年32号, 39ページ。
- (4) 『中国共産党第九回全国代表大会文献集』
中国通信社, 1969年, 所収, 81ページ。
- (5) といっても, 華僑社会では農民の比重は一部の例外を除いて高くなく, 小商人などの都市小ブルジョア階級の少なくないことが, 特徴的であるが, ここでも原理的には労農同盟が基礎をなす(拙著『華僑経済の研究』, アジア経済研究所, 1969年, とくにその第8章, および同『東南アジアの華僑』, アジア経済研究所, 1970年, 第IV章, 参照)。
- なお, ついでに述べておけば, 日本の華僑社会では農民は皆無といってよからうから, この例外をなすといえる。しかし, 少数なりとはいえ(絶対的にも相対的にも), プロレタリア階級が中核となることが, ここでも大前提である。残念ながら, あるいは寡聞にして, 筆者は在日華僑の労働者組織のあることを知らない。
- (6) 中国の人民民主統一戦線については, 毛沢東の諸著作のほか, 張執一『試論中国人民民主統一戦線』, 人民出版社, 北京, 1958年, 李維漢『中国新民主主義革命時期爭取無産階級領導権の斗争』, 人民出版社, 北京, 1962年, などを参照。
- (7) 「迎接中国革命的新高潮」(1947年2月1日), 『毛沢東選集』, 人民出版社, 北京, 1960年, 1,211ページ。訳は『選集』, 外文出版社版, 第4巻, 北京, 1968年, 155～156ページによる。傍点は游。
- (8) 劉少奇「中国共産党中央委員会向第八次全

- 国代表大会的政治報告」(1956年9月15日), 『新華半月刊』, 1956年20号, 15ページ。傍点は游。
- (9) 李維漢「進一步加強党的統一戦線工作」(1956年9月25日), 『新華半月刊』, 1956年21日号, 121ページ
- (10) 前出『中国共産党第九回全国代表大会文献集』, 86ページ。傍点は游。
- (11) 前出『試論人民民主統一戦線』, 333～336ページ。なお, この部分については, 拙稿「ひきつづき華僑愛国統一戦線を拡大しよう」, 『東風』, 旅日華僑青年聯誼会, 14号, 1965年5月, 29～31ページでその全訳を示しておいた。
- (12) 前出『周恩来総理対緬甸華僑的講話』, 8ページ。
- (13) 「全国人民代表大会は, 省, 自治区, 直轄市, 軍隊および華僑が選出した代表によって構成される」(「中華人民共和国憲法」, 第2章「国家機構」, 第1部「全国人民代表大会」, 第23条)。
- (14) 「国外華僑は全国人民代表大会代表30名を選ばなければならない」(「選挙法」, 第22条)。
- 「国外華僑は単独で選挙をおこなうことができる。その選挙方法は別に定める」(同上第7条)。
- (15) 『香港大公報』, 1953年11月23日(「僑務拡大会議ひらく」, 『アジア経済旬報』, 201号, 1953年12月下旬。31～32ページによる)。
- (16) 以上の名簿および歴任した役職については, 『僑務報』, 各号, その他からの集録による。

Ⅲ 現地籍保有華僑の政治

居留国における政治との関係で問題となるのは, 現地籍を取得した人びとである。すでに上に述べ

たように、依然として中国籍を保有するものについては、内政不干渉の原則にもとづいて居留国の政治に参加すべきでない、とされているからである（現地籍保有者が中国の政治や、中国籍保有者という意味での華僑の組織に参加すべきでない、とされていることも、すでに述べた）。

この現地籍を取得した人びとの居留国の政治にたいする関係では、D・N・アイジット時代のインドネシア共産党（PKI）が提起した、「革命的融和政策」が参考となる。1963年9月2日、中国を訪れていたPKI中央委員会議長のアイデットは、中国共産党中央高級党学校でおこなった報告で、つぎのように述べた。少し長いが、いちおう関係箇所全文を掲げておく。

「インドネシア民族は多くの言語、風俗習慣、社会の発展段階の異なる民族および外国人の二世公民、たとえばヨーロッパ人二世の公民、アラビア人二世の公民、中国人二世の公民から形成されている。」

「各民族のなかで党を発展させる重要な要因の一つは、各民族の権利の一律平等の実現をめざす党の政策である。この政策によって、党は各民族のなかに根をおろしはじめるとともに、完全な民族独立をめざす反帝斗争において一致団結するために党内で健康的な競争を展開し、各民族の勤労人民のために役立ち、または有利なものを発展させている。インドネシア共産党はこの政策をすすめるときにあたって、大民族主義と狭隘な民族主義の傾向に反対するたたかいを展開した。この二つの傾向はともにブルジョア思想に根ざしているのである」

「外国人二世の公民問題について、インドネシア共産党は『原住民』と外国人二世の公民権利が平等である政策をおしすすめるよう要求し、あらゆる人種差別に反対する。

さいきん（1963年5月）、主として中国人の財産を破壊する人種差別主義の反革命事件がお

こった。そのため、インドネシア共産党はまた、自己の外国人二世の公民政策をさらに具体的に制定した。この政策は革命的融和政策とよばれる。すなわち、インドネシア共産党は外国人二世の公民のなかでその活動を強化し、かれらをインドネシア共産党、または革命的な大衆団体のなかに組織して、積極的に斗争に参加させる。この政策はプロレタリアート自身の隊伍のなかに残っている人種差別主義の影響を一掃する面からいっても、あるいは外国人二世の公民のなかの排他主義的現象をとりのぞく面からいっても、重要な意義をもっている。

この政策は外国人二世の公民にその活路をさし示し、かれらのなかのますます多くの人たちが、『政治に関与しない』態度では、いわゆる『原住民』の人種差別主義と排外主義に対処することができず、当然積極的な革命的政治活動に参加する態度でそれに対処すべきである、ということを認識することができた。

革命的融和政策は、いわゆる『同化』政策をうちやぶるのにも重要な意義をもっている。いわゆる『同化』とは、その実外国人二世の公民にその名前をかえるようおしつけ、その風俗習慣と文化的伝統をかえさせることである。実質的には、革命的融和政策はインドネシア民族の社会主義の方向をかためる政策であり、ブルジョアジーの『同化』政策と対立している。後者は事実上インドネシア民族を資本主義へ発展させる政策である。」

以上がアイデットのいうインドネシア共産党の革命的融和政策である⁽¹⁾。すなわち、アイデットによれば、インドネシアに居留する中国人二世の公民は、中国民族の一部ではなくしたがって公式には中国系インドネシア人として、もはや華僑とはいえないかもしれない、インドネシア民族の一部を構成するものとして、積極的にこれをインドネシア共産党に結集してゆく、というのである。

このため、インドネシア籍保有華僑がP K Iに参加して、インドネシアの政治に積極的に参加したわけだろうが、これはとくに、1965年9月30日のいわゆる9・30事件以後に、インドネシア右派政権が強調したように、中国共産党・政府が華僑をその第五列として利用し、中国革命を輸出しようとした、というようなものではあるまい。

その出身を問わず、各国の国民が自国の政治に参加するのは、各国の国民に固有の、最も基本的な人権の一つであり、インドネシア公民としてインドネシア国籍をもつ華僑（中国系インドネシア人）が、インドネシアの政治に参加するのは当然のことだろう。

問題は、どの政党がこれを、その政治的支持者となしうるかである。インドネシアのばあい、9・30事件以前において、中国系市民（公民）のなかでP K Iを支持するものが少なくなかったということは、実はP K Iが他の諸政党に一步先んじて、この種の中国系市民の組織化に成功した、ということ以外のなにものでもあるまい。

もっとも、インドネシアのばあい、事実としては中国系市民自身の政党B A P E R K Iに結集するものが、最も多かったようである。たとえば、1955年の総選挙では、多くの政党がその候補者に中国系市民をいれていたが、中国系市民の投票数が最も多かったとみられるのは、B A P E R K Iにたいしてで、1名を当選させている。

一方、P K Iも中国系市民1名を当選させたが、翌年8月、政府の任命にかかわる少数民族代表議員として指名された7名の中国系議員のうち、6名までもが政府与党の黨員であった⁽²⁾

以上のことはまた、9・30事件以後新たに再建されたP K J新中央委員会の指導のもと、中国系インドネシア人が武装斗争をおこない、積極的にインドネシア革命を遂行しているばあいも、まったく同様である。

もう一つ、注目されることなので紹介しておく、1968年春に、アメリカの市民権をもち、徴兵適合期に達した中国系三世・四世たちが、日系の三世・四世などとともに「アジア系米人政治連盟」を結成して、「白人化」反対、反戦、その他の反体制運動の「イエロー・パワー」として活躍しはじめた⁽³⁾のも、まさにこれと同じである。

これらを、在留華僑を通じる「中共式暴力革命の輸出」への、路線転換ということはできない。

ところが、インドネシアの例にもどるが、この国では——他の東南アジア諸国でそうなのだが——中国系市民にたいする差別はきわめて大きいのである。たとえば、ごく早近な例だが、この国では9・30事件以後、日本への留学熱が高まりつつあったのに、日本政府の招待留学のばあい、実力があっても中国系というだけで被推薦者名簿に名前がのらず、万一日本語の力が買われて留学が決まったとしても、外務省で旅券の発行が拒否されることもありうるという。

居留国政府にとっては、中国系市民が現地の共産主義政党に参加するどころか、反政府運動に参加するだけでも、「中共の指令による中国革命の輸出」ということになるのだろう。一方では、マレーシアのM C A (Malayan Chinese Association 馬革公合。与党のAllianceの一翼を構成)のように、中国系市民の大ブルジョア階級が現地の支配政党に結集することは大いに歓迎されているというのに。

だから、居留国政府が「中共は在留華僑を利用して革命を輸出している」といっても、それは往々にして、われわれ日本に住むものの常識(?)をこえた見方であることが多いのである。このような見方はこんどのプロレタリア階級文化大革命のなかでも多くみられた見方であるので、節を改めてみることにしよう。

< 注 >

(1) 「インドネシアの革命とインドネシア共産の

さし迫った任務 — アイジット・インドネシア
ア共産党議長が9月2日中国共産党中央高級
党学校で行なった報告(要旨)」、『北京周
報』, 第8号, 1963年9月17日, 41
〜42ページ。

(2) Donald E. Willmott, *The
National Status of the*

Chinese in Indonesia, 1900
〜1958, 1961, p. 79。

(3) 山口光朔「日系米人と“国内治安法”——
「イエロー・パワー」の抬頭と生きている強
制収容所——」, 『世界』, 昭和45年11
月号, 261〜262ページ。

Ⅳ 『海外華僑を通じる造反外交への 路線転換論』のあやまり

1940年代末期から1950年代前半までは、
以上のような二種類の華僑——中国籍保有者と現
地籍保有者——の区別があいまいで、中国籍保有
華僑のなかにも現地の政治活動に、積極的に参加
したものがあつたにちがいない。そしてかれらが、
当時ほげしくおこなわれていた各国共産党の武装
斗争とも結びつき、それが居留国政府のいっそう
厳しい華僑抑圧に導く一つの原因(口実)ともな
ったことは否定できない。

しかし、上に述べたように中国共産党・政府の路
線の実行の結果、1950年代後半以降中国籍保
有華僑の現地政治への関与がなくなるとともに、
少なくとも表面的には、「在留華僑を通じる中国
革命の輸出」という見方は、しだいに減ってきた
ように思われた。もっとも、多くの諸国で依然二
重国籍保有華僑が存在しており、そのかぎりで依
然中国革命の輸出が云々される素地は残っていた
のだが。

ところが、1967年ごろから、中国のプロレ
タリア文化大革命がはげしくなるにつれて、海外
華僑(中国人留学生を含む)が毛主席語録や、毛
沢東の肖像などを印したバッジや切手を所持した
ことから、現地官憲とのあいだに衝突が生じ、こ
こから中国の華僑政策が変更され、華僑を通じる
極左的な「造反外交」が始まったとする見方が広
まった。

このような見方は、華僑居留国の最も反動的と

目される人々だけでなく、かなり広はんにみられ
た。たとえば、日本のそれだけに限ってみても、
このような見方は一時かなり広まり、商業ジャー
ナリズム、さらには従来革新的・親中国的とみな
されてきた人びとまでもが、そうであった。

たとえば、1967年7月11日付『毎日新聞』
の、「中共の華⁽¹⁾政策」と題したトピック欄は、
その見出しに、「“民族解放”の先兵に」、「国
内の文化革命と呼応」、と書いたし、同月17日
の同紙も、「中共の“造友”外交、アジアに広がる」、
「各国華商を“導火線”」、という見出し
を掲げている。

このような例は他紙でも枚挙にいとまがないが、
各紙の出す解説書の類いでも同様であった。たと
えば、『朝日新聞』の一解説書も(この頃の直接
の執筆者は蔵居良造氏である)、「中国の外交路
線が67年以降、重大な転換をしていることは否
定しがたい」として、つぎのように述べている。

「周恩来、陳毅らの常識路線が、造反派の革命
外交で突き上げられているのが、中国外交の現実
といえよう。日本における善隣学生会館乱斗事件
(67年3月)、ビルマでの華僑と市民との乱斗
事件、香港でのテロ事件などは、一連の革命外交
の線にそうものというべきで、それに対応するの
が、フィリピン共産党の政治局声明(67年5月)
ビルマ白旗共産党声明(同6月)、インドネシア
共産党政治局声明(同8月)、インド過激派のダ

ージリン地区での武装蜂起である。そして一部の華僑は「武装革命外交」輸出の重要な担い手という役割を課せられている」⁽²⁾と。

とくにわれわれを驚かせるのは、このような見方が中国の文革あたりまでは、最も革新的・親中的と目されてきた人びとのなかからも、出てきたことである。たとえば川添登氏（金丸一夫教授）は、1949年の中華人民共和国成立以来の中国の対外政策を5期に区分され、その第5期（1965年から現在——1967年末——まで）のうちの第2段階、第3段階について、つぎのようにいわれる。

「第2段階の特徴は、海外留学の中国人学生や海外中国人（華僑）が『毛主席語録』をふりかざし、毛沢東バッジを胸につけて、先頭に立って、『プロレタリア文化大革命』を宣伝し、輸出しようとしたことにあった。第3段階はそれがさらに一段階進んで、こんどは各国内の『華僑勢力』にたいしてそれぞれの国の政権に『造反』をおこなうことを露骨に奨励する。とくに東南アジアの中国周辺の諸国において、農村根拠地をつくり、長期の武装斗争に決起するよう呼びかけはじめたことが、その特徴である」⁽³⁾と。

しかし、このような見方は、社会主義中国が海外華僑をその第五列として利用することによって、中国革命を輸出しているという、従来最も頑迷な人びとがしばしば口にしてきた、伝統的に反共的、反中国的な見方であり、それを口実にして在留華僑に残酷な迫害が加えられてきたことは、広く知られた事実である。

たとえばインドネシアでも、「中国は華僑を使ってインドネシアに革命を輸出しており、1965年9月30日の9・30事件の首謀者はインドネシア共産党であるが、その黒幕にあるのは中共である」というのが、一貫してインドネシア右派政権のいい分であり、これによってインドネシア政府は、在留華僑に、大規模な迫害を加えてきた

のである。

川添氏はいわゆる日共（代々木）系とみられる人びとに属し、最近の中国共産党と日本共産党との関係を考えると、このような発言は当然かもしれない。しかし、少なくとも事実を科学的に分析しなければならない研究者の立場からみると、川添氏の文章の後段の個所——「華僑にたいする農村根拠地の建設、長期の武装斗争への決起の呼びかけ」という——はもちろんのこと、毛主席語録という赤い豆本をもったり、バッジをつけたり、中国の文化大革命、毛沢東思想について語ることが即ち、「革命の輸出」であるとみる見方には、大きな疑問を感じないわけにはいかない。

一例をあげると、マレーシアでも毛主席語録は、「禁書」とされているが、とくに文革の最中に一時、あちこちの都市で、語録や毛沢東のバッジ・郵便切手などが発見され、マラツカ港に入る香港・ビルマ・タイ・インドネシアなどの外国船が持ち込んだようだと伝えられた。

このため1967年秋には、クアラルンプールの地方裁判所は語録を所持していたイエ・ホンというクアラルンプール在住華僑に、禁固6カ月の刑をいわたしている。かれは郊外のペタリンジャヤの小屋のなかに、3冊の語録を隠しもっていたのだという。その1カ月まえにも、語録を売ろうとした中国系マレーシア人が逮捕されている⁽⁴⁾

このような「事件」は、日本にいるわれわれには想像もできないようなことがらである。語録という赤い表紙の豆本を3冊もっていただけで、禁固6カ月の刑というのでは、マルクス・エンゲルス・レーニン・スターリン・さらには毛沢東・ホーチーミン・ゲバラなどの全（選）集を、数多く店頭並べる日本の各書店主は、さしずめ何百年何千年の禁固刑ということになるだろう。このような豆本を所持することが、東南アジア諸国の多くで、華僑が中国のプロ文革を輸出しているとして、非難されている行為の中味である。

ここ4～5年来の華僑と居留国政府とが衝突した事件をよく調べてみればすぐわかるように、居留国政府が華僑にたいして、従来よりもいっそうきびしい強圧的な政策をとりはじめたことが、華僑のはげしい抵抗をまねいた最も基本的な原因である。外的要因の影響よりも、その国自体のなかに在留華僑を迫害せねばならぬ内的要因があったことをこそ、重視すべきである。

もちろん、文革の影響のもとで、華僑の抵抗がより「戦闘的」となっただろうことは否定できないとしても、これを単純に中国共産党・政府の、「造反外交」路線への転換とみることはできない。数えきれないほど多数の華僑が虐殺された、プロ文革直前からのインドネシアの事件や、文革最中のビルマ、文革直後のマレーシアの事件などを考えるだけでも、このことは明らかである。

だから、つぎのような蔵居良造氏の見方もまったくの事実誤認といわなければならない。「7月3日(1967年? …… 游)の広東放送は、ビルマ華僑にたいして『社会主義の母国中国とその人民は、諸君の正義の斗争を断固支持する。諸君がビルマにおける敵以外のあらゆる力を結集して連合戦線をつくり、反動的なビルマ政府の、反中国人行為に對抗する斗争を高めよ』と、いまや齒に衣をきせず明言している。『在留国の住民と団結し、米帝に反対せよ』と述べた64年の華僑指導方針(華僑事務委員会第3期第3回拡大委、廖承志)からすれば、根本的改変というべきであろう」(5)と。

どうして、多数の中国人を虐殺する「反中国人行為に對抗する斗争」を高めることが、従来の方針の「根本的改変」ということになるのだろうか。それはいわば「自衛のためのたたかい」であって、この意味では従来でも、「反中国人行為にも抵抗することなく、虐殺されるままにまかせよ」、などといった類いのことは、中国共産党・政府もけっしていってこなかったのである。

もっとも、以上のような「造反外交への路線転換論」のなかからも、1968年11月26日に、中国がアメリカにたいして13回目の米中会談を提唱したことや、人民解放軍総参謀長黄永勝が同年11月から12月にかけて、アルバニアを訪問したことなどをきっかけとして、「造反外交からの転換」の第一歩がはじまったという見方が出てきた。

しかし、文革下に一時中国外交が閉店休業状態(外交不在)になったことは考えられるとしても——たとえば外国に駐在する中国大使を、いっせいに本国に召喚したことをみられたい——、また文革以前の中国外交における修正主義路線——たとえば、ビルマ共産党の武装斗争をおさえたことや、民族主義政権との関係の重視など——を否定した形で出された外交路線という意味では、造反外交はあったかもしれないとしても、華僑を通じる文革の輸出、はては「華僑にたいする農村根拠地の建設、長期の武装斗争への呼びかけ、(川添氏)への路線転換、などといった意味での造反外交は、まったく存在しなかったのである。

蔵居氏や川添氏の見解は、まったくの事実誤認、むしろデマというべきである。蔵居氏や川添氏はみずからの見解を述べるのに、なんの根拠もあげておられないが、具体的な根拠を示していただきたいものである。中国共産党・政府の責任者はいづ、どこで、このような路線の転換を述べているのだろうか。

ついでに述べておけば、以上のようなあやまった見方は他国でも多くみられるところであるが、たとえばアメリカ合衆国・カリフォルニア大学のロバート・A・スカラピーノ教授が、「華僑がたとえ他国の市民であろうとも、かれらが毛主席にたいして忠誠を表現するのは容認されねばならない」という主張を含めて、華僑についての好戦的なまえは、中国の国境をこえて洩れ出るかん高い

民族主義の多くのうちの一つの現われにしかすぎない」⁽⁶⁾というのも、これと大同小異の謬説といえる。

一人の人間の思想が国境をこえて、他国の国籍をもつ華僑にたいしてであろうと、あるいはその他の人間にたいしてであろうと、影響を及ぼすのは、偉大な思想家につきものの現象であり、これを中国の「華僑についての好戦的なかまえ」(militant stance with respect to the overseas Chinese)とすることはできない。

ただ、あの「プロレタリア革命路線」と「ブルジョア反動路線」という、敵対的な二つの路線を対立をめぐってはげしくたたかわれた中国の文革によって、中国共産党・政府の華僑政策がまったく影響を蒙らなかったということはないだろう。つぎに節を改めて、この問題をみることにしよう。

< 注 >

(1) 「華僑」の「僑」の字が当用漢字にないこ

とから、「華僑」にかかわって使われた語。

- (2) 朝日新聞調査研究室編『毛沢東の挑戦 文化大革命はどこへ行く——』、朝日新聞社、1967年、229、230ページ。
- (3) 川添登・犬丸義一『中国の文化大革命——その根源と矛盾——』、青木書店、1968年、153ページ。
- (4) 『世界週報』、1967年10月10日号18ページ、トピック欄。
- (5) 蔵居良造「中共と国府の華僑政策」、アジア政経学会編『中国政治経済総覧、昭和43年版』、社団法人民主主義研究会、1968年、575ページ。傍点は游。
- (6) Robert A. Scalapino, "The Cultural Revolution and Chinese Foreign Policy", *The Cultural Revolution : 1967 in Review*, Michigan Papers in Chinese Studies, No. 2, 1968, P88.

V 文革によって中国の華僑政策は変わったか

これまで中国の華僑政策といわれてきたものは、前出・中央共全大会での統一戦線工作部長(当時)李維漢のまとめるところでは、つぎのようなものであった。

「(1)かたく華僑の正当な権利と利益を保護したこと、華僑が自由意志にもとづいて国籍を選択するのを許したこと、かれらが居留国人民と友好関係を保持し、居留国の法律を遵守し、居留国の内政に干渉しないよう勧告・指導したこと。(2)華僑が祖国を愛護し、自己の正当な權益を守るという基礎のうえに、原籍(広東人、福建人等々のような……游)、職業、階級、信仰を問わず、広はんに団結するようよびかけたこと、種々の華僑団体・学校・新聞その他各方面の華僑指導者が、上述の基礎のうえに齟齬(そご)をとりのぞき、協力す

るのを助けたこと。(3)華僑送金を保護し、華僑投資を優遇したこと、華僑が帰国して建設に参加したり、あるいは学習に参加することを歓迎し、便宜を与えたこと。(4)国内華僑家族の特殊事情を必要に配慮し、一步一步かれらが全国人民といっしよになって、国家の社会主義建設に参加するよう導いたこと。⁽¹⁾」

大ざっぱに、(1)、(2)が国外華僑政策(中国語で国外僑務政策)、(3)、(4)が国内華僑政策(中国語で国内僑務政策)といえるだろう。これらの政策が文革のなかで変わったのか変わらないのか、それがここでの問題である。

さて、文革のなかでは僑務委員会主任の廖承志にたいして、従来の華僑政策は修正主義的であったとして、強い批判が加えられた(1966年以

降。もっとも、かれは中日友好協会会長その他の要職を兼ねており、僑務工作に関する批判としては、とくに1967年春以降)。

しかし、中国の文革についての報道では、「東京情報」として高く評価された日本各紙の中国特派員が伝える報道を総合してみても、廖承志批判は、文革のなかで革命造反派をおさえたこと、私生活上の問題、また、僑務委員会以外の仕事(たとえば、さきに述べた中日友好協会関係)での批判など、いろいろあるが、華僑政策上の問題としては主として国内華僑政策、とくに帰国華僑、華僑家族を特別扱い(優遇)することによって、かれらをいわば甘やかし、他の国内人民大衆のたたかいに悪影響を与えたという点に、集中していたように思われる。

廖承志は1969年4月の中共九全大会では、中央委員に選出されていないが、その理由は明らかでない(健康上の理由もあるようである)。また、九全大会をもとにして近い将来に開かれる第3回全国人民代表大会で、廖承志がひきつづき僑務委員会主任の職にとどまるかは、大いに疑問である。

しかし、いずれにせよ、もしも従来の華僑政策について検討すべき点があるとするならば、それは主として国内華僑政策のほうであって、海外華僑政策については、従来の路線に基本的な変更はないように思われる。

すでに、前出の中共九全大会で採択された林彪副主席の政治報告でも、中国の對外政策については、つぎのように述べられていた。

「わが党と政府の對外政策は一貫している。それはプロレタリア国際主義の原則のもとに、社会

主義諸国との友好、相互援助、協力関係を発展させること、すべての被抑圧人民と被抑圧民族の革命斗争を支援すること、領土保全と主権の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互惠、平和共存という五原則の基礎のうえに、社会制度のことなる国々との平和共存をかちとり、帝国主義の侵略政策と戦争政策に反対することである。われわれのプロレタリア階級の對外政策は一時的、便宜的なものではなく、長期にわたってあくまでも実行する政策である。われわれはこれまでもこのように実行してきたし、今後もおこのように実行しつづけるものである」(2)、と。

海外華僑政策も究極的には、当然これに規定されるものだろう。国内華僑政策は別として、さきにあげた海外華僑政策については、長期的な政策として、今後ともひきつづき遂行されてゆくものと思われる。

もっとも、基本的な変更はない。正しい政策であるといっても、その実際の執行上では、過去においてブルジョア的理解にもとづくあやまちた執行があっただろうことは否めず——ブルジョア的理解の一例としては、政府間・国家間の関係や、居留国政府・在留華僑間の関係のみの重視をめぐって、あるいは中国憲法の規定についての理解をめぐって、さきに指摘しておいたことをみられたい——その点の是正は今後ぜひともおこなわれねばなるまいが。

(1) 李維漢、前掲報告。121ページ。

(2) 前出『中国共産党第九回全国代表大会文献集』81ページ。傍点は游。

むすびにかえて

以上、華僑の政治を三種類の華僑に分けて考察するとともに、最近の華僑政治の動向を、中国の

プロ文革後の華僑政策とからませて、原理的に考察してきた。最初の予定ではこのあと、(1)華僑に

たいする迫害と、(2)華僑と帝国主義の問題に融れるつもりであったが、これらについては別の機会にも触れたことがあるし⁽¹⁾、また、枚数が思ったより多くなってしまったこともあって、今回はひとまずここで打ち切りたい。

一つの試論であるので、読者、とくに現実にたたかう華僑の、きたんのないご批判をお願いしたい。とくに、華僑政治についての原理と中国の華僑政策とが、一部の指導者によっていわば天下り式に決められ、実行されるのではなく、華僑大衆の具体的なたたかひのなかから、つくりだされてゆくのだとするならば、これらのたたかう多くの華僑大衆の意見は貴重である。

< 注 >

- (1) たとえば、(1)については、「インドネシア右派の華僑迫害」(『アジア経済旬報』、659号、1966年9月下旬)、「華僑社会の問題」(アジア政経学会編、前出『中国政治経済総覧、昭和43年版』、第十編第五章)など、また(2)については、前出「華僑の政治について」、など。

付 記

本稿は、1970年11月14日の、関西大学における現代中国学会第20回全国大会で、「華僑政治論」と題して、その要旨を研究報告したものである。

なおそのさいに、華僑は「中国の在外公民」なのか(幼方直吉氏)、「被抑圧民族」なのか(現在新左翼に大きな影響力をもつ華青闘—華僑青年闘争委員会)、それとも筆者のように、華僑はその両者であり、両者は二者択一的にみられるべきものでなく、いわば次元の異なる概念とみるべきなのか、をめぐって、幼方氏と筆者とのあいだに論争がおこなわれた。

しかし、それによっても筆者は、依然筆者の見

解が正しいものと考えている。

(1970・12・21)

追 記

本稿脱稿後、幼方直吉氏の「在日アジア系留学生の身分と意識—最近の留学生問題を通じて—」(『朝日アジアレビュー』1970年4号、1970年12月)を入手した—地方においては、文献の入手はこのように遅れる。

それを拝読して、若干筆者の理解に誤解があるらしいことに気がついた。すなわち、幼方氏は、ここでは「植民地民族」(正確には「植民地・半植民地民族」といわれる)を、法的概念としての「独立国の国民=公民」と対比して、「植民地国の国民」(国?)の意に用いておられるようだからである(34ページ)。

しかし、「植民地民族」というときは、法的概念とは異なるのではなからうか。したがって、上の(付記)に記したことは、依然正しい、と筆者は考える。

ただ、経済学専攻の研究者として、筆者は、法的問題にはまったくのシロウトなので、一つ幼方氏にご教示をお願いしたいことがある。戦前、東南アジア諸国が植民地の状態にあったとき、そこに住む華僑(現地籍をもつ)は、法的には植民地本国=宗主国の国民ではなかったのだろうか。もっとも、それは国によってちがうのかもしれないが。

また、旧中国の国民は、法的には独立した(形式上であれ)国の国民であって、それを「植民地民族」(幼方氏の用いておられるらしい意味での)というのは、いかがであらうか。

むしろ正確には、「植民地、半植民地、従属国の国民」というべきではなからうか。—植民地、半植民地を国というのはおかしいので、「国民」に一括してしまうことには疑問が残るが。

「市民」、「公民」というときも、「国民」と同じなのだろうか。

もっとも、同じ独立国の国民といっても、帝国主義諸国と旧中国のような諸国の国民とは、他国

に居住しても、待遇が異なるだろうことはいうまでもないが。

筆者も調べてみたいと思っているが、ご教示賜われればさいわいである。

(1970・12・28)

(P34よりつづく)

した研究者には、大きな課題が残されているはずである。「旧左翼」中国研究者の場合はどうか。

「毛派」とみなされる多くの研究者は、ほとんど驚かなかったし、自信をなくさなかったし、全共闘を支持し激励した。特に学生の直接の追究を受けない場合はなおさらそうだった。これまでの姿勢、これまでの研究はビクともせず、「啓蒙者」意識は殆どくずれなかった。68～9年の全共闘運動が提起した問題が、自分たちの基盤をゆるがしているにもかかわらず、その自覚があまりなかったことに、私は危機を感じる。中国研究所で中国語研修学校の本科9期の学生が、研修学校のあ

り方への根本的な批判を行ない、改革の主力になった背景には、入管闘争や在日アジア人問題などの具体的問題にとりくむこともしないで、毛沢東思想を礼賛したり全共闘を支持したりする自らに疑問を感じない中国研究所の研究者への批判・不信があったと私は思う。啓蒙主義の破産が宣告されているのだ。私はそういうふうに受けとめる。

日中戦争の再認識と同時に戦後認識・自分たちの信じた戦略の理論的再検討と、自らの思想方法を反省することがなければ、共産党からの「離反は「造反」にならない。現代史の再認識を迫られているのである。

四、 お わ り に

すでに述べたように、私は東洋史学のアカデミズムの中で長いこと生きて来た。東洋文化研究所をやめてからすでに三年になるが、中国研究所との関係はまだ浅い。また、私のやってきた研究も、「東洋史スタイル」の近代史研究で、現代中国についてはまだまだ不勉強なのである。到底中国の対衆化が同時に日本と日本に生きる私自身の対衆化となりうるような研究など実現していない。そうした中国現代史の研究方法を生み出して行くことが自分の課題であろう。研究者としての私の中には伝統的東洋史学の客観主義・文献主義の体質と、「旧左翼」中国研究の啓蒙主義の体質がある。よく考えると、その両方是一个のものでもある。そして、先輩たちを見ても、これは一つの体質であって、客観的条件がどちらの側面を際立たせたか、というような関係であったと思う。私が今後とも侵略機関と関係を持たなかったとしても、もしこうした過去の研究の遺産を批判できず、方法の上で過去の遺産をのりこえることができなかった

ら、たとえ芽はふかなかったにしても負の遺産の根をこやしただけの罪はある。「総括できないのだったら研究をやめるべきだ」、「わからない、模索している、といって何年になるのか」と学生の人たちが大先輩を追究しているのを聞いていると、私は研究をやめたいと思うことがある。それでもなおやめないのは責任感というより執着かもしれない。

中国研究者の先輩は、負の遺産を刈り取るための手がかりを、負の遺産と共に後の世代に残すべきだ。自分は再び侵略に加担しない、というだけでは、相続人が怒るのも無理はない。手がかりを積極的に残してもらえればいっしょに歩む道を拓くこともできる。私はしつこくそれを求める。私の問題提起は、まだ抽象的であると思う。今後もっと具体的個別的に深めたいと思っているが、「月報」などの場で、多くの意見が出ることを期待している。